

令和5年度 学校いじめ防止基本方針

真室川町立真室川小学校

『すべての児童が、未来に向けて夢や希望を持ち学び続け、
安心して楽しく学校生活を送るために』

キーワード ◎未然防止 ◎早期発見 ◎早期対応

1 「いじめ」に対する共通認識について

- いじめとは、だれにも起こりうる、だれでも被害者にも加害者にもなりうること。
- なかなか見えにくいところで、起こり得ること。
- 個々の差異や個人差を認めたりすることや学校生活での適応することができない場合のストレスの発散の場になっていること
- 冷やかし、からかい、悪口、仲間外れ、無視、ぶつかる、叩く、蹴る、金銭の強要等軽微なものから、精神的・肉体的な苦痛をし得るものまですべていじめであること。（けんかを含む場合もあります。）
- 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは犯罪である」こと。
- 好意から行われた行動が、意図せずに相手側の児童の心身の苦痛を感じさせてしまった場合は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなどの柔軟な対応を行うこと。

2 いじめの未然防止のために

- 一人一人が活躍し、自己存在感を感じられるような、学級、学校づくりに努めます。
- 個々の違い（考え方、能力等多面的な視点で）を認め、共感的に受け入れようとする心を大切にしていきます。
- よりより人間関係づくりや関わり方ができるように、ソーシャルスキルトレーニング（社会性を育むトレーニング）や特別活動、特に児童会活動の取り組みを充実させていきます。
- 相手の気持ちを理解し、受け入れられるに共感的な心情を育み、また、自分や友達存在を大切にし、互いの言動を尊重する態度を育てていきます。
- 道徳の授業や道徳の指導の充実を通して、「善悪の判断」や「思いやり」や「基本的な生活習慣」、「生命尊重」の心情を育成していきます。（心の教育の充実を図ります。）
- いじめを見かけた時に、犯罪は許さないという立場に立ち、勇気を持って信頼できる大人に相談できる雰囲気を日頃からつくっていきます。
- ストレスを感じたり、意にそぐわないことがあったりした場合等は、友達や学校の先生、家族に話したり、スポーツや読書、自分の得意なこと、好きなことに取り組んだりして適切に行動できるように支援していきます。
- めあてやゴールが明確な授業づくりを通して、分かる授業に心掛け、子どもたちの学び合う意欲を高めていきます。
- 授業で、ネット利用等（様々なSNSツールやアプリ等）にかかわるスキルトレーニングや情報モラルに関する指導を充実させていきます。
- 日々の教育活動を通じて、一人ひとりのめあて設定の時間や振り返りの時間の充実を図る。
- ◎児童会での集会活動（ペア学年交流、1年生を迎える会、6年生を送る会など）を通して、交流の輪を広げ、いじめのない楽しい学校生活にするために、子ども同士で真剣に知恵を出し合い、しぼり合い全校あげて、認め合える高め合える集団をつくり、いじめの未然防止に取り組めます。

3 早期発見のために

- 日ごろの授業や休み時間（特に、ロング昼休み）や放課後などの児童の様子に対してきめ細

かく目を配り、児童の示す小さな変化や危険信号を見逃さないように努めていきます。(広く豊かなかわりと高いアンテナで子どもの様子をとらえていきます。)

- いじめアンケート(児童は年3回、保護者は年2回)や心の相談アンケート、HyperQ-Uアンケートを実施し、その結果をもとに教育相談や児童を語る会を設定し、情報の共有化に努めます。また、その指導・支援にあたります。(組織としての系統的な指導と支援)
- 連絡帳や家庭との電話連絡、家庭訪問等を通して、日頃から情報の把握に努めます。(家庭との強い連携)
- 全教育活動を通じて、児童に寄り添い、信頼関係を深めながら、悩みを打ち明けやすい人間関係を築きます。(教師と子どもの人間関係)
- 児童会活動を通して、楽しい学校生活を過ごしているか、子ども同士で認め合える高め合える集団になっているかの振り返りを行います。(児童の自浄作用を育む)

4 いじめが確認された時の対応について

- いじめにかかわる通報を受けたとき、または、いじめと疑われることを発見した場合は速やかに、組織的に対応します。
- 発見したり通報を受けたりしたときは、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応します。
- 「あなたを守り抜く」ことを本人に伝え、被害児童の話をじっくり聞くとともに、解決するまでその方向性を確認し、被害児童の安全・安心を確保します。
- 被害児童にとって信頼できる友人、教職員、家族、地域の方々と連携し、被害児童に寄り添った支援体制をつくります。
- いじめが解消したと思われる場合でも、いじめの再発や二次的な問題に進展しないように、継続的に声をかけるなど丁寧な見守りを心がけていきます。(解消期間の見直し)
- 十分な配慮のもと、被害児童に、いじめの有無の確認を行い、また、被害児童生徒の訴えにじっくり耳を傾け、丁寧に事実を確認します。
- 訴えが軽微と思われる事案であっても、重く受け止め迅速に対応します。
- 児童がいじめを否定したとしても、その後も本人の言動や周りの児童との関わりに目を配り、状況把握に努め、次の対応について「いじめ防止対策委員会」(職員会)で確認します。
- いじめが犯罪行為と認められるときは、教育委員会・警察等と相談して対処することもあります。
- いじめの実態に応じて、教職員・保護者による見届けと継続指導を行う場合もあります。
- ネット(SNS)に関わるいじめ(不適切な書き込み等)については、関係機関との連携のもと被害の拡大防止に努め、児童の人権を組織で守ります。

5 いじめ防止のための組織と家庭・地域との連携について

(1) 組織

- ☐【教職員】: 職員会組織をいじめ防止対策委員会とし、組織として機能的に当たる。
- ☐【校外関係者】: PTA役員、児童育成会役員、学区内区長会会長、その他(町教育委員会と連携のもと、スクールカウンセラー、エリアSSW等の専門家へ連携協力をしていく。)

(2) 具体的な取り組み

- ☐いじめの疑いがある情報が入った場合、緊急会議を開き児童の事実関係の確認、その後の指導や支援方針の決定、保護者や外部関係者との対応を行う。

(3) 家庭との連携

- ☐SNS使用のマナー、モラルの向上に向けて、日常的な啓発を行うと共に、情報の共有化を図る。(情報の入り易い環境づくりに努める。)
- ☐保護者といじめ防止等に関する情報交換の場を(学級・学年保護者会、PTA研修会等)を設けて、いじめに関する情報を共有する。
- ☐「いじめ防止等にかかわる取り組み」を掲載した「学校便り」を配布し、家庭や地域へ理解と協力を求める。特に家庭において、親子や家族でいじめについて話題にするようお願いする。

(4) 地域との連携

- ☐地区民生児童委員との懇談会や子ども見守り隊との懇談会を開催し、いじめ防止等に関する情報交換の場を設けて、いじめに関する情報を共有する。年1回開催の予定。

(圖 1)

重大事態発生時の対応の流れ

